

No	質問の宛先	質問	回答	質問受付日
1	大阪市	【補助対象経費について】 動画作成等のプロモーションや広告費も補助対象になりますか？	プロモーション等の取組み内容が、将来、大阪市域での「空飛ぶクルマ」を活用したビジネス展開に必要な経費は補助対象となります。ただし、公募要領P2～3に記載している「大阪における社会受容性の向上」が主たる目的でないものは補助対象外になります。	3月7日
2	大阪市	【補助対象経費について】 大阪市の次の補助金（(1)と(2)）は、それぞれ補助対象経費の1/4を補助するものですが、同じ経費が両方の補助金に適用される場合、それぞれ1/4ずつ合計1/2の補助を受けることは可能でしょうか？ （1）万博開催の機会を活用した空飛ぶクルマ実機を使用した社会受容性向上に資する取組み （2）万博を契機にビジネス化へ向けた空飛ぶクルマ実機等（モックアップ含む）を使用した社会受容性向上に資する取組み	対象となる期間が、（1）は「万博開催中の実機を使用した取組み」、（2）は「万博閉幕以降の実機等を使用した取組み」と分かれておりますので、同じ経費が両方の補助金に適用されることはございません。よって（1）と（2）それぞれ1/4ずつ合計1/2の補助を受けることはございません。	3月7日
3	大阪市	【補助対象経費について】 大阪市では2種類の補助金、大阪府では1種類の補助金が公募されています。これらすべてに同時に応募し、採択された場合、全体の経費の3/4が補助される計算になります。この場合、一つの領収書を用いて、大阪市と大阪府の両方に経費として申請することは可能でしょうか？	同一の証憑書類を持って、各自治体の実績報告資料として添付いただくことは可能ですが、大阪市域で発生した経費であることを明確にしたうえで、かつ各対象期間で発生した経費であることが分かるように提出していただく必要があります。 なお、大阪市の2種類の補助金は、上記No.2の回答にも記載しているとおり「万博開催中の実機を使用した取組み」と「万博閉幕以降の実機等を使用した取組み」とで対象期間が分かれておりますのでご注意ください。	3月7日
4	大阪市	【外部委託の制限について】 申請事業者が補助事業の一部を外部に委託することは許容されるものと理解しておりますが、協力事業者がさらにその一部を外部に再委託する場合は本事業担当者との協議により許容されるのでしょうか。	補助事業の一部を受託する共同事業者がその役割を満たすにあたり必要と認められる調査を一部外部に委託して実施する場合は補助の対象となります。ただし、共同事業者の役割の全てを外部に委託して実施した場合は、補助の対象となりません。 なお、協力事業者は公募要領P4に記載しているとおり、補助事業に対する経費負担がなく、技術支援等の協力を実施する事業者となるため、補助事業の一部を外部に委託する場合は補助対象外となります。	3月7日